広告

税務ドック

クライアントごとに毎年更新される相続カルテ

銀座K.T.C税理士法人
相続・事業承継グループ 代表社員
税理士 市瀬 洋平

相続税の事前対策
相続カルテシステム

相続は多額の税金を納める資産家だけの話ではなく、すべての方に起こるものです。多くの方にとって経験もなく、予想もしない問題が巻き起こるなど、身内でのもめごとにもなりかねません。そのような事案に関して、私たちは税金に関わるリスクを未然に防ぐ〝攻めの税務〟に徹したいと考えています。そして、その思いを具現化したのが当法人独自の「相続カルテシステム」です。

このシステムを活用すれば、ドックに入って自覚していなかった病気が突然見つかることがあるように、相続においても気づかなかった事実をはっきりと可視化することができます。

例えば、子どもたちに公平にと思ってやったことが、とんでもない不公平や不利益につながってしまうケースが実際にあります。そんなトラブルを招かぬように、私たち専門家がきちんと状況を精査し、クライアントそれぞれのケースに合ったカルテを作成。明確化した事案に対して「遺産分割対策」「納税対策」「節税対策」をしっかり検討することができます。当法人の相続・事業承継グループが「相続カルテシステム」を通じてお客様の相続財産を速やかに把握し、税額シミュレーションや問題点の抽出を行い、これらの対策の立案、計画の実行まで、お客様一人ひとりのニーズに応えてきめ細やかなサポートを行います。

また、人の体と同じように相続をめぐる環境は時間とともに変わっていきます。だからこそ、その変化に合わせてカルテを毎年更新することで、常に、最適な〝治療法〟をご提案できます。

同じ胃を診るのでも、レントゲンではなく最新の胃カメラを使う。カルテシステムによって、そんな最新の予防税務を強化していきます。

酒井優司法書士事務所
司法書士 酒井 優

遺言書の作成から相続発生に伴う各種手続きまで
ワンストップ・トータルサービス

遺言は人生最後の意思表示。遺言書を遺しておくことで親族間のもめ事を回避することが出来ます。手遅れにならないようお元気なうちに遺言書を遺しておきましょう。

遺言書の作成から、遺言執行・遺産分割協議書の作成・不動産の相続登記・預金の払戻しなど相続発生に伴う諸手続きまで、銀座K.T.C税理士法人と連携しながらしっかりサポート致します。

- 遺言書の作成
- 遺言執行
- 遺産分割協議書の作成
- 不動産の相続登記

その他、預金の払戻しなど相続発生に伴う諸手続き

争族にしないために

「うちは財産が少ないからもめることはない」と考えていませんか。司法統計年報によると、相続トラブルの多くは遺産総額が5000万円以下。そのうち半数近くが1000万円以下のケースで発生しており、遺産額の多寡に関わらずトラブルが発生しています。

遺産を巡り遺族が争う「争族」を避けるために大切なことは、日頃から相続について家族で話し合っておくこと。突然ご本人が亡くなった時、遺族はどこに、どれだけの財産があるのかも分からず、相続税の申告など、必要な手続きにも支障が出てしまうだけでなく、無用な争いも招きかねません。

まずは相続税がどの程度かかるのか把握するところから準備を始めるのがポイントです。財産の、覧表を作成し、資産と負債を可視化。もめ事が起こらないよう誰が何を引き継ぐのか家族でしっかりと相談しておきましょう。事前の相互理解があれば、相続トラブルで度々発生する兄弟姉妹間の衝突も避けられます。

相続する遺産がどれだけあるのか、相続税がどれくらいかかるのかなど、事前に相続の専門家へ相談してみませんか。法律や損得では割り切れない人情が絡む問題も、経験豊富な専門家が適切にサポートいたします。

専門家選びが重要

相続対策の専門家と言っても、ほとんどの税理士は企業の税務を専門にしていることが多く、個人の相続対策に詳しいプロフェッショナルは少ないのが現状です。相続税額を左右する土地評価に精通していること、相続を専門に扱っている人が複数いること、税務署との折衝に慣れており、税務調査への対応力があること、弁護士、司法書士など専門家との人脈があることも税理士選びのポイントになり、何より経験豊富な税理士に依頼する方が良いでしょう。

当法人では定期的な面談を通じ、何よりも損得勘定だけではなく人情の機微を理解し、依頼者の気持ちに寄り添って、スムーズに財産や思いを相続人に残すお手伝いをしております。

[コラム]成年後見制度とは…

成年後見制度とは、病気や障がいにより判断能力が十分でない方が、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように支援するしくみです。

既にご本人の判断能力の低下がみられる場合に家庭裁判所に申立てをしてご本人を支援してくれる人を選んでもらう法定後見制度と、お元気なうちに判断能力が低下したときに備え、支援をお願いしたい人と契約を結んでおく任意後見制度があります。

後見人はご本人の自己決定を尊重しながら預貯金・不動産などの財産管理や福祉サービス利用の契約など法律面・生活面で支援を行います。

酒井優司法書士事務所
TEL.03-5459-1366
〒150-0041 東京都渋谷区神南1-13-15 神南ペアシティ403号 東京司法書士会 所属

Ginza K.T.C
銀座K.T.C税理士法人 初回相談無料
お気軽にお問い合わせください TEL.03-3541-2958 http://ktctax.com
〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階 東京税理士会 京橋支部 所属